

社会福祉法人慶承会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶承会(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事(以下「役員」とする)、評議員、その他の報酬などについて定めるものとする。

(役員等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。ただし定年後の再雇用職員は、労働条件その他については、再雇用職員就業規則並びに個別労働契約書で別に定める。

(1) 常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、報酬、賞与、退職金及び別に定める退職慰労金規程に応じて支給する。ただし、週平均1日以上業務にあたる役員に対して、月額報酬を支払うことができる。

(2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

2 常勤役員に対する退職金は、任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の勤務報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 賞与については、別表2に定める額

(3) 退職金については、別表3に定める算式により算出される額

(4) 通勤手当については、職員給与規程細則第6の規定に準ずる額

(非常勤役員の報酬額の算定方法)

第4条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬及び実費弁償費については、別表第4に定める額

(2) 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(3) 非常勤役員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第5条 苦情対応第三者委員が理事会又は評議員会に出席したときは、別表4により1日分

の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（当法人職員給与との併給）

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表第1の定める額とし、役員報酬適用号棒とする。ただし、役員報酬と職員給与別表5①の合計が別表5②に定める額をこえてはならないものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とし、職員給与規程細則第10に準じた日とする。
 - (3) 退職金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬等については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(役員等の職務証跡)

第 10 条 役員等は、当法人職務証跡資料として、出勤簿（職務証跡）に押印または署名し作成する。

(公表)

第 11 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日に改正し、施行する。

この規程は、平成 30 年 7 月 4 日に改正し、施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日に改正し、施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日に改正し、施行する。

別表1 (常勤役員の報酬)

号俸	月額	号俸	月額
1	100,000	1 3	900,000
2	150,000	1 4	1,000,000
3	200,000	1 5	1,100,000
4	250,000	1 6	1,200,000
5	300,000	1 7	1,300,000
6	350,000	1 8	1,400,000
7	400,000	1 9	1,500,000
8	450,000	2 0	1,600,000
9	500,000	2 1	1,700,000
1 0	600,000	2 2	1,800,000
1 1	700,000	2 3	1,900,000
1 2	800,000	2 4	2,000,000

役員報酬適用号俸の範囲

区分	適用号俸	区分	適用号俸	区分	適用号俸
理事長	1 4号俸～2 4号俸	常務理事	9号俸～1 9号俸	理事	1号俸～9号俸

別表2 (常勤役員の賞与)

6月の賞与	報酬月額×2.5か月分以内
12月の賞与	報酬月額×2.5か月分以内

別表3 (常勤役員の退職金算定式)

理事長	最終報酬月額×在任年数×係数(2.0)
常務理事	最終報酬月額×在任年数×係数(2.0)

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

※平成29年4月1日前に常勤職員等であったことがある者については、この規程を適用せず、旧規程とする。

※退職時、独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済事業及び熊本県民間社会福祉事業従事者退職共済事業から退職給付を受ける兼務職員は、退職金を支給しない。

別表4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額	実費弁償費
評議員会への出席	15,000円	3,000円

法人及び施設業務のための出勤	15,000円	3,000円
研修会の出席	15,000円	3,000円

(2) 理事

	日額	実費弁償費
理事会等会議への出席	15,000円	3,000円
法人及び施設業務のための出勤	15,000円	3,000円
研修会の出席	15,000円	3,000円

(3) 監事

	日額	実費弁償費
監事監査等への出席	15,000円	3,000円
法人及び施設業務のための出勤	15,000円	3,000円
研修会の出席	15,000円	3,000円

(4) 苦情対応第三者委員

	日額	実費弁償費
理事会・評議員会等への出席	15,000円	3,000円
法人及び施設業務のための出勤	15,000円	3,000円
研修会の出席	15,000円	3,000円

(5) その他

	日額	実費弁償費
評議員選任・解任委員会等への出席	15,000円	3,000円
法人及び施設業務のための出勤	15,000円	3,000円
研修会の出席	15,000円	3,000円

別表5 (職員給与との併給)

① 役職ごとの役員報酬額を定める。

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて別表1役員報酬を役員報酬適用号棒の範囲で支給する。ただし定年後の再雇用職員は、労働条件その他については、再雇用職員就業規則並びに個別労働契約書で別に定める。

役職名	役員報酬手当
理事長	月額 500,000円以内
常務理事(業務執行理事)	月額 300,000円以内
理事	月額 100,000円以内

② 合算の上限を定める。

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬を支給する。

役職名	月次報酬等合算上限額
理事長	合算上限月額 2,500,000円
常務理事（業務執行理事）	合算上限月額 1,800,000円
理事	合算上限月額 500,000円